批評・紹介

池内博士還曆記念 東洋史論叢

池内博士還曆記念東洋史論叢刊行會編

昭和十五年三月・座右寶刊行會發行

菊判九一二頁・定價八圓五拾錢

本書は、文學博士池内宏氏が一昨年九月を以て還曆の壽を迎へられたに際し、博士の知友、門下の諸士が、博士の學界に於ける功績を記念せんがために編纂した一大論文集である。先づ卷頭には博士の照相と博士著作年表を掲げてをり、著作年表は市村博士の手になる「序」とともに博士の偉功を表裏より物語つてゐる。集錄の論文は三十五、何れも專門分野に於ける特殊研究で、短篇とはいへ、讀みごたへのある、建設的な作品が多く、殊に門下の諸士が、博士薫陶の恩義にむくひんとはりきつてゐるのは、御同慶に堪へない。以下紙幅の許す限りに於て、逐次紹介を試みることゝしよう。

まづ博士專攻の領域であり、掲載論文の數の最も多い滿鮮史に關するものを見れば、古い所では「遼西鮮卑段氏考」(志田不動麿)が、同族である慕容氏に比して、所傳の詳細でない遼西の鮮卑段氏の、創業期に於ける活動を闡明してゐる。次に高句麗關係のもの二つ。「朝鮮樂器玄琴の起原」(瀧遼一)は、通溝高句麗墳墓中の「舞踊塚」の壁畫に見られる彈琴圖の琴が、形體上玄琴と認められることなどによつて論を進め、その起原を支那にありとする新羅古記の說を否定し、玄琴は東晉より北魏に至る間に高句麗人の製作したものであるとなし、高句麗固有文化の一斑をうかゞふべき示唆を與へ「通溝附近の古墳と高句麗の墓制」(藤田亮策)は、通溝の古墳實測の結果を整理し、高句麗の墓制に就て概括的な推定を下したもので、精密な實測圖はもとより、それによつて陵域といふものを考へ來つたこと、石塚と土墓との性質を論じた點など注目すべきであらう。

渤海國都城址に關するもの二。「東京城名義考」(原田淑人)は牡丹江省寧安縣下に在る渤海國上京龍泉府の遺址内に今も榮えてゐる東京城といふ町の名の起原を考へ、現在の東京城は、渤海國上京城の東の京城の意で、渤海國上京の東市を中心とする部分が聚落として存續して今日に及び、東京城の名を以て呼びならはされたものであらうとする。從ふべき說であらう。「蘇密城に就いて」(鳥山喜一)は、かつて同氏が渤海國中京顯德府に比定した蘇密城—吉林省樺甸縣城東北約四粁—實地踏査の結果を略述し、この城址が渤海に全く緣がなかつたとはいへないまでも故都として榮えたことを示す證左は乏しいと率直に判定を

下したもの。將來更に大規模な調査が行はれて、中京の遺址が確定せられることを著者とともに希望する。

高麗を中心とする對外交渉を取扱つたもの二。「高麗仁宗朝に於ける麗宋關係」(三上次男)は、高麗仁宗朝が金興り遼亡び、北宋が金のために中絶するといふ一大變轉期に相當することを指摘し、遼の滅亡後、宋が麗に働きかけてこれに正朔を奉ぜしめんとしたところ、麗は金・宋の實力をはかつて金に從ひしこと、及び金帝に拉致せられた徽宗欽宗を奪回せんがために、麗を介して裏面より金に通じてその目的を達せんとしたが、麗これに從はずして失敗したこと等の事件を取り上げ、麗が文化的には南宋との交渉の持續を望みながらも、半島外交の基調をなす事大功利の方針を踏襲せしことを說述し、「高麗忠定王朝の倭寇に關する一二の考察」(青山公亮)は、高麗の記錄によれば倭寇の發端は忠定王時代に在りとなし、對馬と半島との不可分關係、海寇興起の素因、興起當初に於ける倭寇の實體等に關して論述してゐる。

清朝創業期に關するもの二つ。「建州三衞の戶口について」(旗田巍)は、清朝の創業に際してその中心勢力をなした建州三衞の戶口數を克明に調査し、次でその戶口の內容、部落結合の狀態を明にし、かうした方面から女眞族の社會組織を究めんとしてゐる。多年に亙る李朝實錄精讀によつてこそはじめて得られる精緻な作品である。「清祖發祥の地域について」(和田清)は清の太祖の父祖の居住地、太祖の擧兵の場處等を考究したもので、清の祖先は今の興京老城—赫圖阿拉—より少しく蘇子河を溯つて上流の、北岸の要地たる新兵傑附近に起り、やがて興京盆地に移つたのであるが、太祖は他の諸祖より少しく遲れて、萬曆十五年老城の南方の二道河子附近の城を築いてこれに據り三十一年興京老城にうつつたといふ論定を下してゐる。

又「Jurčica」(石田幹之助)は、明の方于魯の『方氏墨譜』卷一の一墨の銘に見える女眞字を解讀した部分と、東洋文庫本華夷譯語『女眞館雜字』の部のうち、ベルリン本華夷譯語—グルーベ氏校刊本—、故柯劭忞氏本に收錄してゐない語句四十六を謄錄した部分とよりなり、ともに女眞語研究の好資料である。「東韃紀行の山丹に就いて」(白鳥庫吉)は、間宮林藏の『東韃紀行』に見える山丹なる名稱の起原と沿革とを考へ、元時代の奴兒干の地である黑龍江下流域のチルの地は、清朝のある時期にサンタンと呼ばれたが—ヌルカンもサンタンもともにトウングース語の方言として解せられ、拳の意である—、そのチルの土人がオルチア人であつた關係から、後にはギリヤーク人やアイヌ人は、サンタンを、この民族とその住地全體を呼ぶ名稱として押しひろめたとなし、その他黑龍江下流域の諸民族に關して言及してゐる。

最初に滿鮮史關係のものをあげたから、地域別に支那周邊史に關するものを見てゆかう。蒙古西域史關係のものについていへば、まづ「匈奴の奇畜、駃騠・騊駼・驒騱に就いて」(江上波夫)は、支那の文獻に傳へられるこれらの奇畜の實體を考へたもの。支那文獻の傳へる奇獸の特性をてがゝりとして考究を進めた結果、駃騠は車駕の駿馬たるアリアン馬の東傳したもの、騊駼は現在ヅンガリアの曠野に群棲してゐる、矮小な、ブルヂエワルスキー馬の如き種類の馬、驒騱は、現在も蒙古の高原、就中西北部の山岳地方に、往々タルバガン—跳兎—と共捷してゐる野驢の一種であるとなし、三者ともにその語義に言及し夫々解釋を下してゐる。名稱の考定には議論の餘地があらうが文獻と遺物とより實體を推測したところは氏の獨壇場といふべきで、本篇の强味はこの點にあると思ふ。「女國に就いての考」(松田壽男)は、隋書や兩唐書等に見える女國—東女國—は、傳說や假想の國ではなく、東はムルス・ウスの畔から西はラダーク地方に及び、北は崑崙山脈から南はヒマラヤ山脈に達する廣汎な地域に散居する、女を王となし、婦人を重んじ、子は母姓に從ふといふ樣な同習をもつた同種の民の總稱であり、その地は金、鹽等を產し、支那、印度とも直接間接に交通した、史上に相當重要な足跡を印した國であつたと說いてゐる。支那、インド、チベット等に別々に傳へられた名稱を整理し、その國の大さを考へたところに努力のあとが見られる。

「曹國考」(大谷勝眞)は、隋書、兩唐書西域傳等に傳へられた曹國の記事について考證を行ひ、曹國は Soghd の頭音に從つて省略された形なりと斷じ、併せて曹國に關する記載の混亂した所以を推してゐる。又「『興胡』名義考」(羽田亨)は、敦煌文書に見える興胡といふ語については從來定つた解釋が下されず或は興は興の字の譌とせられたこともあるが、かく讀むことに疑はなく、唐代に於ける他の用例に徵しても、興胡は商胡の意と解釋すべきで、興は興利の興で、利を生ずるといふ意味から商と同義に用ゐられたものと認められると說く。

次に南海史關係のものとして「元初の南海經略に就いて」(桑田六郎)は、元初の南海經略の計畫と關係ある市舶司設置の年代、經略に際して史上に現はれる地名、事件等に關し、桑原、藤田兩博士の所說を批判しながら自說を提示してゐる。

さて、周邊を巡つて中央へたちかへると、社會經濟史關係の都しものが多い。「漢代の漕運と常平倉の設置」(西田保)は、關中にた漢室はほじめ關東の漕穀に依賴したが、漕運の困難なるにかんがみ、農業技術の改善により關中に於て增產をはかつた結果、穀價は下落し百姓は却つて苦んだので、關中漕穀の費を利して常平倉を設置し、その資金によつて穀物を買ひ上げ、邊に穀を供し、併せて穀物の過剩と價格の低落に惱む農民を救は

んとした、しかしこの機能も政治經濟の變遷によつて阻害せられずにはおかなかつたと述べ、「支運考」(清水泰次)は、明代運河による租米輸送に、永樂十三年以來支運といふ方法がとられたことあり、これは從來、軍民分擔接運又は一倉より次倉への遞送轉運と考へられてゐたが、その解釋では不充分で、その著しい特徴は、政府が運賃を自辦して運ぶ方法にほかならないとし、自著「明代の漕運」(史學雜誌三九ノ三)を補足してゐる。なほ讀者は星斌夫「明初の漕運について」(史學雜誌四八ノ五・六)をも併せ見るべきである。

「唐の戸税と青苗錢との關係に就いて」(鈴木俊)は、唐の高宗時代、劇增した官吏の俸錢にあてるべく戸税を徴したが、その後財政膨脹の結果、戸税が他にも流用せられたので、代宗時代より青苗錢—地頭錢—を徴してその不足を補ひ、兩税法が行はれるに至つて廢止せられた、のち再び青苗錢なる税目は復活されたがその性質は變化し、現錢を徴せず粟麥に折糴して軍國の用に立てたといひ、「唐代寺庫の機能の一二について」(三島一)は、唐代の寺庫は、貯藏保管の機能を有するとともに、厨庫としての機能をも有したことを指摘した。

「宋代の茶專賣と官鬻法」(加藤繁)は、前半に於ては、宋史食貨志によると、宋に於ける茶の專賣法には專ら通商法が行はれた樣に記され、官鬻法については記事が曖昧だが、宋會要によると、主として淮南地方に官鬻法が行はれ、茶の專賣法の行はれてゐない四川、廣南を除き、その他の地方には大體通商法が行はれたことを明かにし、後半に於ては、宋初に於ける茶專賣制度成立の經過を考へ、乾德二年榷貨務をおいて輸入茶の專賣を行つたのをはじめとし、三年、淮南に十四山場をおいて國内の茶を榷し、五年に禁榷地分を設定、更に太宗時代、版圖のひろまるに從ひ、茶專賣は支那國土の大半に行はれ、仁宗の嘉祐三年榷法廢止の際まで繼續され、この法の一部をなす官鬻法も乾德の初に早くも成立し、仁宗の時まで行はれたのであると概説してゐる。「寇瑊傳に見えたる『鑿頭』の解釋」(日野開三郎)は、長編所引の寇瑊傳その他に見える鑿頭は、合同符號を印現した見錢交引、轉じてかゝる證券を用ゐることを意味する語であることを究め、鑿頭の頭は、印記が證書の頭部になされたことを示すものであるとしてゐる。鑿頭に關する限りこの解釋は當つてゐるであらう。しかし思ひつきをいつては氣の毒だが、頭の字は、「封還詞頭」「宣頭」の頭の如く接尾語的なものと解することはできないかと、こんな考が頭に浮ぶのである。「開中法と占窩」(中山八郎)は、明代鹽法史の一面を明にしたもの、開中法とは、商人が糧米を府州縣衙に上納して勘合—證書—をもらひ、鹽運司もしくは鹽課提擧司に赴いて鹽引の支給をうけ引をもつて鹽場に到つて鹽の支給をうけることであるが、次第

にその權利—これを鹽といふ—は官員勢要に奪はれ、その權利を買はなければ中鹽できなかつた。清代に於ては、鹽引をうける權利は世襲であり、この權利を得るには巨額の銀を拂はねばならなかつたが、それは明の成化年間の官員勢要占鹵の事例まで溯源できることをつきとめた。

「前漢の南北軍に就いて」(濱口重國)は、前漢時代長安に南北兩軍の設けあり、南軍は宮城の城門及び宮城內の警備にあたる衞尉隸下の軍であり、北軍は宮城の門外から長安城內の警備に任ずる中尉隸下の軍であり、中尉の北軍は內史地區より番上する兵士よりなり立つてゐた、そして前漢時代北軍といへば常に中尉の軍のみを指したといひ、これらに關する異說を粉碎し去り、「唐代防丁考」(玉井是博)は、府兵制の崩壞に伴つて出現した鎭戍防丁が、從來强制的募兵によるものと解せられてゐたに對し、敦煌文書を利用して、募兵にあらずして强制徵發によるものなりとの解釋を與へてゐる。

思想史關係のものには「竹林七賢—特にその名稱の意味について—」(板野長八)があり、竹林七賢の竹林は何であつたか、七賢とは何かといふことを、七賢の思想及び生活態度を基準として考へてゐる。竹林の遊びは、仙境に遊ぶこと、竹林七賢は自然の道の至仙境に遊ぶ方外の士といふ意味であり、竹林は現實の社會に見出される理想の境地であつたと說いて味ひが深い。

考古學方面では、「四五の尊彝の化學成分に就いて」(梅原末治)は、戰國以前のものと見られる五つの尊彝を分析した結果純銅と錫とを主なる合金要素とするものゝほかに、純銅と鉛とを主成分となし、小量の鐵、砒素を含む一類があることが明にせられるが、鑄金技術の難易よりして後者を以てにはかに前者よりも原始的なものと考へ去ることは危險である、前者には利器的なもの、後者には明器的な性質を有すること、錫の乏しい北方支那に於ては、他の金屬を以て錫に代る効果をあげる工夫をこらしたといふことを考慮に入れなければならぬと、道野氏に對する反對意見をくりかへして强く提示してゐる。

この外、玄武の圖紋の起原を考へた「玄武圖紋私考」(駒井和愛)、「僊禽としての鶴の由來について」(出石誠彦)、「古代支那に於ける土牢の痕跡」(白鳥清)、「十二次字名について」(橋本增吉)等の諸篇や、支那の藝術は要するに個人的なもの、私生活のもので、社會的意義がないと斷じた「支那藝術の一側面」(津田左右吉)などいづれも興味ふかい。また現存せる永樂大典の冊數、卷數を精細に調査してこれを表示した「袁氏永樂大典現存卷目表補正」(岩井大慧)、六朝時代に於て編纂せられた地方誌、地圖の種類をくらべ、北朝では圖經圖記の類、南朝では地方誌の類が多いことをあげ、その所以を究めんとした「六朝時

代に於ける地方誌編纂の沿革」（青山定雄）、道光朝以來、幾度か補足改修せられて公刊せられた經世文編の諸本を比較考究し時代の變遷に伴つて、その間に內容的の差違あるを要領よく述べた「清末の經世文編に就いて」（百瀨弘）など、見るべきものが多い。池內博士ならびに執筆者諸士の健康を祈つて紹介の筆を擱く。

〔外山軍治〕

一百七十五種日本期刊中東方學論文篇目附引得（引得特刊之十三）

于式玉、劉選民編

一九四〇年二月、哈佛燕京學社發行

四六倍判、xliv—一九八—一三一—一二五—三六頁、價五元

これは一九三三年に出た于式玉編「日本期刊三十八種中東方學篇目附引得」のつゞきである。この三三年版はなかなか念入りに編纂されてあつて、われわれは大塚史學會の「東洋史論文要目」とともにしばしば厄介になつたものである。そして、大塚史學會のものは收錄の篇目は多いが著書索引がなく、分類も杜撰であり、また燕京のものは、何はともあれ收錄した雜誌・論叢が僅かに三十八種に止まつて居り、採錄洩れの論文も多いとは誰しもが不滿に思つてゐた所であつた。だが、かういふものゝ增補版や續刊は初版に比べて際立つてよくなるものである。これも、三三年版が僅か三十八種であつたのに對し、こんどの新版はその約四倍半の一七五種の雜誌・論叢を收め、篇目の數も約二倍の七千ばかりになつてゐるのであるから、舊版の最大の缺點に關する限りは大いに是正されたわけであり、新舊兩版の併用によつて（舊版に收められたものは新版には收められてゐない）、われわれのうける便宜は少くないと思ふ。

新版の體裁は、舊版と多少相異があつて、第一篇、分類篇目第二篇、篇目引得。第三篇、著者引得（二、三篇は「中國字庋攝」の順に依る）。第四篇、著者音譯引得の四篇より成り、舊版ではローマ字引きの著者引得の欄にも各著者の名の下に論文の題目が列記してあつたのが、新版では、第四篇のローマ字引きの著者引得からは、第三篇の頁數が出る樣になつてゐる所が先づ異なつてゐる。

この本は數日前に到着したばかりであつて、まだ全部には眼を通してはゐないが、いろいろ氣のついたこともあるから、ここに少し申し述べておかう。

卷頭の「所收日本期刊表」を見ると、一七五種のうち、約四十種が論集であつて、殘りが雜誌・年報類であり（この表に洩れてゐるものが一つあるから實際は一七六種となる）、序文によると燕京大學圖書館所藏のもののみに限つたといふ。なかなか